平成２３年

工 事 監 査 報 告 書

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、平成２３年工事監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成２４年２月１４日

東京都監査委員　石　毛　しげる

同　林　田　　武

同　友　渕　宗　治

同　筆　谷　　勇

同　金　子　庸　子

※　計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

目　　　　次

第１　監査の概要

１　監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１項及び第５項に基づき毎年行う監査である。

監査は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、実施している。

２　監査期間

平成２３年１月１８日から平成２４年１月１２日まで

３　監査対象局等

平成２３年３月１１日の東日本大震災の影響により、監査時期の一部を変更したものの、概ね予定通りに工事監査を実施した。

今回の工事監査対象局は、総務局、財務局、生活文化局、スポーツ振興局、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁、警視庁の計１８局及び島しょ関係部所（三宅支庁管内、小笠原支庁管内）である。

監査は、平成２２年度に締結した１００万円以上の工事等を中心に、１５，５４４件（１兆３，４８０億余円）を対象として、１，７８６件（３，０９９億余円）の工事等を抽出して実施した（抽出件数率：１１．５％、抽出金額率：２３．０％）。

なお、対象局及び対象工事等の件数、対象額は、別表「平成２３年工事監査対象一覧表」のとおりである。

４　監査の観点

監査に当たっては、設計・積算、施工、その他の３つの分野ごとに、以下のとおり着眼点を設定した。

（１）設計・積算

ア　施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か

イ　設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ合理的、経済的に行われているか

ウ　設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか

エ　使用機器、材料の選定や新技術、新工法の採用は、適切に行われているか

オ　環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用などが図られているか

（２）施工

ア　施工は、設計図書に基づき的確に行われているか

イ　設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか

ウ　工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか

エ　材料、出来高、しゅん工等の検査は、適正に行われているか

オ　建設副産物の処理等は適切に行われているか

（３）その他

ア　施設の維持管理は、適切に行われているか

イ　長期的な視点に立って、維持管理方法の検討、改善に努めているか

ウ　工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか

エ　入札契約適正化法に基づく取組は、適正に行われているか

5　重点監査事項

平成２３年の工事監査においては、前年に行った各局に対する調査の結果から全工事の約１／３を占める１００万円以上１，０００万円未満の「小額工事」を重点監査事項として設定し、工事監査で抽出した１，７８６件のうち６８４件（約３８％）を「小額工事」として選び、関係基準、設計図書等に基づいて、工事が適正に行われているかについて検証した。

6　監査結果の大要

（１）総括

平成２３年工事監査の結果について見ると、表１「局別指摘事項等一覧表」のとおり、指摘事項は、財務局ほか１４局、島しょ関係部局に対し３２件、意見・要望事項は、建設局に対し２件、合わせて３４件（過大積算額計約１億３６９万

円）である。
　監査の観点別の内訳は、図１のとおりである。

（図１）指摘、意見・要望事項の観点別内訳
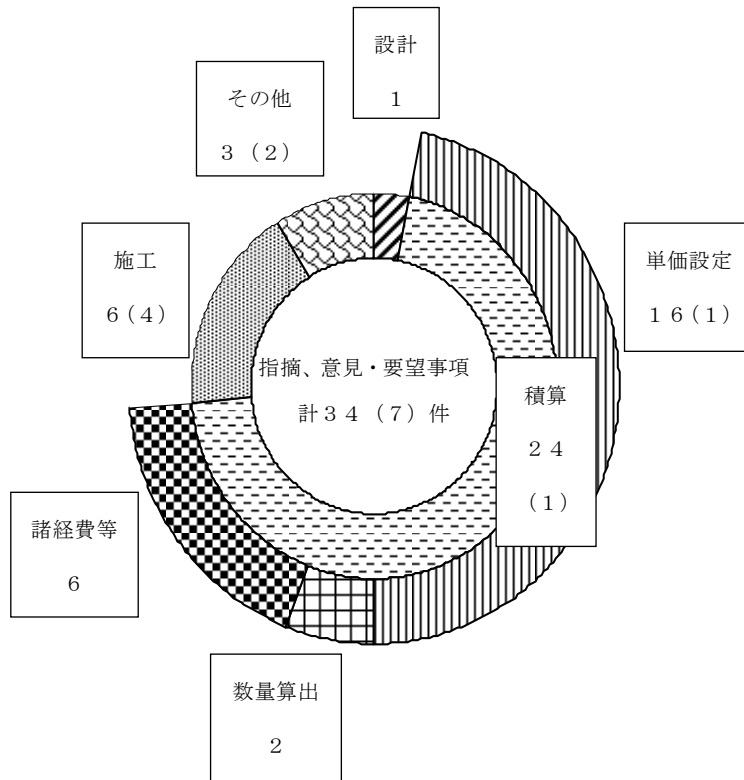
（注）（　）書きは、重点監査事項（小額工事）に係るものであり、内数である。

　今回の指摘事項等について見ると、

①　設計においては、必要数量以上の機器を設置する等、十分な検討が行われていない事例が認められた。

②　積算では、積算内容と現場の状況とが一致しないものや、諸経費の算定における基準の適用が不適切なものなど、設計条件や積算基準の理解、把握が不十分な事例が認められた。

　また、見積りの精査不足や単価設定、数量算出等における単純な間違いなど、注意すれば未然に防ぐことができる事例も認められた。

③　施工では、地盤の崩壊を防ぐための対策や、産業廃棄物の適切な処理などについて、発注者である都が請負者の指導監督を十分に行っていないものが認められた。

④　知識や経験が十分でない専門外の職員が担当した工事において、単価設定や

数量の間違いなど、設計・積算、施工管理等における基本的事項が理解されていないものが認められた。

これらの要因として、

① 適切な資機材の採用や施設の整備の検討において、経済性や安全性などに対する基本的な認識が不足していること

② 委託化の進展により調整事務が増え、設計、工事監督など実務経験の機会が減少し、技術力（技術的内容の理解力、判断力）の低下等が見られること、また、誤りを未然に防ぐチェックが形式的になっていること

③ 監督経験の不足などにより、現場状況を十分把握できず、請負者に対して施工管理に関する十分な指導、監督ができないこと

④ 専門外の職員が行う技術的業務への支援体制が十分でないこと

などが考えられる。

平成２３年３月１１日の東日本大震災により、各地に甚大な被害がもたらされ、都内においても様々な混乱が発生した。都では、東日本大震災を踏まえた教訓を活かして、都民の命を守り、都市機能を維持するため、安全な都市を整備するとともに、将来を見据えた先進的な施策を展開している。

限られた財源や人材の中で、創意工夫を凝らし、あらゆる無駄を排することによって、公共事業をより一層効果的、効率的に行うことが問われていることから、これからの都市施設の整備・更新における技術者の果たす役割は大きく、技術的な判断力を高めることにより都民の信託に応えていく必要がある。

公共工事を進める上で、設計・積算の誤りや施工上の事故などを未然に防止する対策を強化する取組は重要である。

各局においては、技術力を維持向上させるため、引続き、必要とする人材の計画的な確保や育成、経験豊かな職員の持つ技術・ノウハウの継承、職員のスキルアップなど、さらなる実効性を高める取組が求められる。

また、知識や経験が少ない専門外の職員や若手職員による技術業務を改善するため、技術職員の補強や部局を越えた支援体制の拡大を図るなど、組織的な取組も求められる。

（表１）局別指摘事項等一覧表

区分／局名	指摘事項				意見・要望事項				合計
	設計積算	施工	その他	計	設計積算	施工	その他	計	
総務局				０					０
財務局	１			１					１
生活文化局	２			２					２
ｽﾎﾟｰﾂ振興局	２			２					２
都市整備局	１			１					１
環境局	１			１					１
福祉保健局				０					０
病院経営本部	３		２（１）	５（１）					５（１）
産業労働局	１			１					１
中央卸売市場	１			１					１
建設局	２	２（１）		４（１）	２			２	６（１）
港湾局	３			３					３
東京消防庁	１（１）	２（１）		３（２）					３（２）
交通局	１	１（１）		２（１）					２（１）
水道局	２			２					２
下水道局	１			１					１
教育庁			１（１）	１（１）					１（１）
警視庁				０					０
島しょ	１	１（１）		２（１）					２（１）
合計	２３（１）	６（４）	３（２）	３２（７）	２			２	３４（７）

注）１　指摘事項　・・・　是正・改善を求めるもの
　　　意見・要望事項　・・・　改善について検討を求めるもの
　２　（　）書きは、重点監査事項（小額工事）に係るものであり、内数である。
　３　島しょの指摘事項等は、産業労働局、教育庁に係わるもの各１件。

（２）重点監査事項

平成２２年工事監査を見ると、対象工事全体（１５，７８９件）の約５１％（８，１０４件）を１，０００万円未満の小額な工事（以下「小額工事」という。）が占めている。

しかし、契約金額が高額な工事を中心として対象工事を抽出することが多いため、抽出における小額工事の割合は約１６％となっている。

一方で、小額工事は同種の工事が多く、類似の誤りがあることが予想され、また、工事期間が短いため、局監督員の目が行き届かないうちに施工が行われてしまうことも推測される。

こうした状況を踏まえ、平成２３年の工事監査においては、１，０００万円未満の「小額工事」を重点監査事項として設定し、工事監査で抽出した１，７８６件のうち平成２２年比で約２倍の６８４件（約３８％）の「小額工事」について、関係基準、設計図書等に基づいて、工事が適正に行われているかどうかを検証した。その結果、重点監査事項に係る７件の指摘事項があった。

過去の監査と比べ、小額工事を多く抽出したところであるが、指摘件数や指摘内容についての大きな差異は認められず、今後、小額工事の抽出件数は、過去の工事監査と同程度の割合で良いと考えられる。

（表２）重点監査事項指摘一覧

対　象　局	指摘件数	掲載ページ
病院経営本部	1	２３
建　設　局	1	２０
東京消防庁	2	１５、２１
交　通　局	1	２１
教　育　庁	1	２４
島　し　ょ	1	２２
合　計	7	――――

指摘事項の事例を「４　監査の観点」に基づき分類すると、次のとおりである（詳細は、「第２章　監査の結果」を参照）。

ア　設計・積算（１件）

①　照明器具の改修工事において、標準単価が設定されているにもかかわらず、高額な見積りを採用して積算しているもの

イ　施工（４件）

①　歩道の舗装工事において、設計図と異なる材料を用いて施工しているもの

②　防火水槽の撤去工事において、安全な施工を行うために必要な土留めが不十分なもの

③　発電所の遮断器修繕工事において、産業廃棄物の処理の確認が不十分であるもの

④　教職員住宅の改修工事において、産業廃棄物の処理の確認が不十分であるもの

ウ　その他（２件）

①　保守点検委託や駐車場管制設備更新工事において、随意契約としているが、競争入札とすべきもの

②　学校の中庭改修工事において、建設副産物情報交換システムへの登録が必要であるにもかかわらず、これを免除しているもの

契約金額の大小にかかわらず、適切に設計・積算、工事監督を行うことは、職員に課せられた「責務」である。

ところで、指摘案件は、十分な確認作業が行われていれば未然に防ぐことのできる内容であったと分析される。

より効率的な公共工事の執行が求められるなかで、確実に業務を遂行していくためには、職員一人一人の技術力をさらに向上させることが不可欠である。

（３）主な指摘、意見・要望事項

ア　設計

○　テレビ共聴設備の設計を適切に行うべきもの
［病院経営本部］（指摘事項）（Ｐ．１０）

都立墨東病院（Ｈ２２）地上デジタル放送受信対応工事において、増幅器の取替え工事の設計について見ると、既設と同様に増幅器９１台の設置としている。

しかしながら、地上波テレビ放送がデジタル化したことにより、テレビ受像機が優良な画質を得るために必要な電波電界強度は、アナログ放送時より大幅に下がる。したがって、増幅器の設置数は既設より低減できることがある。

このことにより、本改修のような系統で地上波テレビ放送電波を分配・分岐している場合、必要な増幅器の数は、約６０台であるにもかかわらず、その低減を行っていない。このため、増幅器約３０台は過剰な設計となっている。

仮に、増幅器３０台を低減した場合、設計額約６２４万円が縮減できる。

［経済性、合規性］

イ　積算

○　全熱交換式換気扇の単価設定を適正に行うべきもの
［建設局］（指摘事項）（Ｐ．１４）

第一建設事務所空調設備改修工事において、室内天井に取り付ける全熱交換式換気扇の積算について見ると、同機器材は局で定めた単価がないため、見積りにより単価を設定している。

しかしながら、局基準では、局で定めた標準価格のない単価は、次のアからウの順位で採用することになっている。

ア　建設資材定期刊行物
イ　公表価格（カタログ価格）
ウ　見積価格

当工事の全熱交換式換気扇の単価は、アの建設資材定期刊行物に掲載されており、これにより単価設定を行うべきである。

このため、積算額約１１８万円が過大なものとなっている。　［経済性、合規性］

○　トンネル内配管における工事照明の設備費の積算を適正に行うべきもの
［水道局］（指摘事項）（Ｐ．１６）

八王子市椚田町５４５番地から町田市相原町２７８１番地先間送水管（１５００ｍｍ）トンネル内配管及び立坑築造工事において、トンネル内配管における工事照明の設備費の単価設定について見ると、照明設備の設置・撤去の単価を用いて積算している。

しかしながら、トンネル内の工事照明の設備は、トンネル築造工事で設置しているため、本工事は撤去のみの施工となり、設置費用を計上することは適切でない。

このため、積算額約３２５万円が過大なものとなっている。　　［経済性］

ウ　施工

○　アスファルト防水工事の工法変更に伴う協議を適正に行うべきもの
［東京消防庁］（指摘事項）（Ｐ．２０）

本部庁舎（２２）屋上防水その他工事において、屋上のアスファルト防水の設計について見ると、「熱工法」では溶融釜が臭気や煙の発生する原因となり、設置が困難と判断されたことから、溶融釜の代わりにバーナー等を使用した割高な「トーチ工法」を採用し、契約図書に明記している。

しかしながら、工事請負者から提出された施工計画書では、溶融釜を用いた一般的な「熱工法」によるアスファルト防水で施工することになっており、実際の工事も「熱工法」により施工されているにもかかわらず、工法変更の協議を行っていないことが認められた。

ところで、契約図書に明記されている工法を変更する場合は、工法変更等の協議が必要であることから、この協議を行わないまま「熱工法」を承諾し施工させていることは適切でない。

仮に庁単価を用いて「熱工法」で積算すると、約１，３４４万円の縮減が見込まれる。　　［経済性、合規性］

第２　監査の結果

１　設　　計

（１）テレビ共聴設備の設計を適切に行うべきもの　（指摘事項）

都立墨東病院（Ｈ２２）地上デジタル放送受信対応工事（墨田区江東橋四丁目２３番１５号、工期：平成２２．１２．１５～Ｈ２３．２．１７、請負金額：１，６９４万４，６９０円）は、地上波テレビ放送のデジタル化に対応するため、都立墨東病院のテレビ共聴設備の改修を行うものである。

このうち、増幅器の取替え工事の設計について見ると、既設と同様に増幅器９１台の設置としている。

しかしながら、地上波テレビ放送がデジタル化したことにより、テレビ受像機が優良な画質を得るために必要な電波電界強度は、アナログ放送時より大幅に下がる。したがって、増幅器の設置数は既設より低減できることがある。

このことにより、本改修のような系統で地上波テレビ放送電波を分配・分岐している場合、必要な増幅器の数は、約６０台であるにもかかわらず、その低減を行っていない。このため、増幅器約３０台は過剰な設計となっている。

仮に、増幅器３０台を低減した場合、設計額約６２４万円が縮減できる。

テレビ共聴設備の設計を適切に行われたい。

（ 病院経営本部 ）

２　積算（単価設定等）

（２）天井撤去費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

都立日比谷高等学校（２２）体育館増築及び改修工事（千代田区永田町二丁目１６番１号、工期：平成２２．１２．９～平成２３．１１．３０、請負金額：５億８２０万円）は、体育館の増築及び改修を行うものである。

このうち、体育館の天井撤去費について見ると、内部下地撤去費及び天井仕上撤去費を計上している。

しかしながら、局基準によれば天井撤去費の積算は、内部下地撤去費の中に天井仕上撤去費が含まれており、天井仕上撤去費を計上していることは適正でない。

このため、積算額約９９万円が過大なものとなっている。

天井撤去費の積算を適正に行われたい。

（ 財　務　局 ）

（３）搬入費及び運搬費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

東京文化会館（２２）舞台照明設備改修工事（台東区上野公園５番４５号、工期：平成２２．６．２９～平成２２．９．４、請負金額：２億２，６８０万円）は、文化会館の大ホール及び小ホールにある舞台照明を改修するとともに演出用の照明設備を追加するものである。

このうち、積算内容について見ると、照明機器等の現場輸送搬入費を見積りにより計上している。

しかしながら、局積算基準では、搬入費と運搬費とをそれぞれ計上することとしている。

本工事では搬入費に該当する施工はなく、運搬費は、局基準に従って積み上げて積算することが適切である。

このため、積算額約３３８万円が過大なものとなっている。

搬入費及び運搬費の積算を適正に行われたい。

（ 生活文化局 ）

（４）見積りによる機器等の単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

駒沢オリンピック公園総合運動場（２２）陸上競技場大型映像表示装置改修その他工事（世田谷区駒沢公園１番１号、工期：平成２２．１０．２０～平成２３．３．１４、請負金額：１億２，９４４万9，２５０円）は、陸上競技場の経年劣化した大型映像装置等の改修を行うものである。

このうち、機器等の単価について見ると、3社の諸経費を含めた工事全体の見積りを、比較・検討し、最低の見積価格をもとに単価を決定している。

しかしながら、諸経費等は局基準により積算されることから、諸経費等を除き、実際に採用する機器等の見積り合計額を比較し、最低の見積価格を採用して単価設定することが適正である。

このため、積算額約３７８万円が過大なものとなっている。

見積りによる機器等の単価設定を適正に行われたい。　（ スポーツ振興局 ）

（５）撤去費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

味の素スタジアム（２２）第１種陸上競技場化改修大型映像設備工事（調布市西町３７６番地３、工期：平成２２．１１．１７～平成２４．３．１５、請負金額：５億２，３１３万1，０００円）は、味の素スタジアムの第１種陸上競技場化に併せて、経年劣化した大型映像装置等の改修を行うものである。

このうち、オペレーションルーム内機器の撤去費について見ると、労務単価を誤り、局の単価を適用していないため、積算額約１２３万円が過大なものとなっている。

撤去費の積算を適正に行われたい。

（ スポーツ振興局 ）

（６）街きょ下基礎の積算を適切に行うべきもの　（指摘事項）

街路築造工事（２２有－３）(江東区有明一丁目、工期：平成２２．８．２３～平成２３．３．３０、請負金額：２億４１８万３，０００円）は、有明地区内の都市計画道路補助第３１５号線（延長約４２０m、幅員４０m）の道路境界縁石、街きょ、中央分離帯、車道及び歩道舗装等を新設するものである。

このうち、街きょ下基礎の積算について見ると、砕石基礎については、構造上車道舗装の路盤と一体で施工することから、機械施工とすべきところを人力施工で計上している。

また、調整コンクリートの型枠については、均し基礎コンクリート型枠工の単価とすべきところ、小型構造物工事に用いるコンクリート型枠工（直線）の単価を計上している。

このため、積算額約１３６万円が過大なものとなっている。

街きょ下基礎の積算を適切に行われたい。

（ 都市整備局 ）

（７）法面整形工の単価設定を適切に行うべきもの　（指摘事項）

平成２２年度東京港臨海道路Ⅱ期整備に伴う動線変更及び施設移設工事（その１）(江東区青海三丁目地先、工期：平成２２．６．２８～平成２２．９．３０、請負金額：１億１，０４９万９，９００円）は、東京港臨海道路の供用開始に伴う中央防波堤外側埋立地外周道路の車両動線の変更に必要な、道路の拡幅等の整備を行うものである。

このうち、盛土の法面整形工の単価設定について見ると、機械による土の敷均し、締固め及び整形を行う、「築立（土羽）整形工」を採用し、この単価を用いて積算している。

しかしながら、局基準では、本工事のように築立（土羽）部が盛土本体と同一材料で施工される場合には、機械により盛土法面部を削取りながら整形を行う「削取り整形工」を採用することとしていることから、この単価により積算することが適切である。

仮に、この「削取り整形工」を用いて積算すると、約１１２万円を縮減することができる。

法面整形工の単価設定を適切に行われたい。

（ 環　境　局 ）

（８）特命随意契約における積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

がん・感染症医療センター（仮称）の整備に伴う都立病院情報システム等配線工事（その２）（文京区本駒込三丁目１８番２２号、工期：平成２２．１２．１７～平成２３．３．１５、請負金額：２，５２０万円）は、別途ＰＦＩ事業で建設中の、がん・感染症医療センター（仮称）に都立病院情報システム等の配線工事を行うもので、ＳＰＣの出資企業であるＡと特命随意契約を締結している。

ところで、本部では積算にあたり、単価の設定を以下の順で決定することとしている。

ア　標準単価

イ　建設資材定期刊行物

ウ　公表価格（カタログ価格）

エ　見積価格

本工事の積算について見ると、工事場所の図面を作成せずに、契約を予定した相手方の材料数量及び見積価格を用いて単価設定を行っている。

しかしながら、使用する材料等は、標準単価、建設資材定期刊行物及びカタログに掲載されているため、見積りにより単価設定を行うことは適正でない。

このため、積算額約３９１万円が過大なものとなっている。

特命随意契約における積算を適正に行われたい。

（ 病院経営本部 ）

（９）鋼製グレーチングの単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

真名井林道災害復旧工事（西多摩郡奥多摩町大丹波地内、工期：平成２２．１２．９～平成２３．３．１４、請負金額：１，６０６万５，０００円）は、平成２２年８月に発生した集中豪雨により被災した箇所の山腹緑化や山腹基礎等の復旧工事を行うものである。

このうち、鋼製グレーチング（Ｌ＝９９５ｍｍ）の単価設定について見ると、１０ｍ当たりの使用枚数が１０枚であるにもかかわらず、誤って２倍の２０枚を計上している。

このため、積算額約１４８万円が過大なものとなっている。

鋼製グレーチングの単価設定を適正に行われたい。

（ 産業労働局 ）

（１０）見積り積算方式における見積り精査の検討について　（意見・要望事項）

駒沢オリンピック公園橋耐震補強工事（その７）（世田谷区駒沢公園地内、工期：平成２２．６．９～平成２３．８．１５、請負金額：1億７，５８５万７，１５０円）は、駒沢オリンピック公園１号橋の耐震性能を向上させるため、橋脚及び支承の更新を行い、併せて橋面舗装と伸縮装置の更新を行うものである。

このうち、工事の積算について見ると、ジャッキにより桁を持ち上げる作業の特殊性や以前に同様の工事が不調となったなどの理由から、事務所に審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、見積り積算方式により行われている。

見積り積算方式は、局が定める「見積り積算方式試行要領」により、施工条件が厳しいなど、発注者の標準的な積算と受注者の見積りとの間に著しい乖離があり、入札不調が予測される場合に適用される。また、見積り業者に対してヒヤリングを行い、見積り額の妥当性を確認し、標準積算と比較のうえ委員会において価格決定するものである。

しかしながら、本工事のうち伸縮装置工、橋脚コンクリート工、ベント工については、業者へのヒヤリングは行われているものの、見積り結果は、材料費も含めて１式で計上されており、

内容の精査が困難である。

仮に、局の積算基準（標準的な積算）に基づき上記３工種を積算すると、積算額約２，１３７万円もの差異が生じることとなる。

見積り積算方式における見積り精査の検討が望まれる。

（ 建　設　局 ）

（１１）空調設備工事における総合調整費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

日比谷公園施設空調設備改修工事（その２）（千代田区日比谷公園地内、工期：平成２２．９．２８～平成２３．３．１、請負金額：５，３７６万円）は、日比谷公園内施設の市民カレッジと日比谷茶廊の老朽化した空調設備等の改修を行うものである。

このうち、総合調整費の積算について見ると、誤って、ユニット型空気調和設備を対象とする単価を用いて、ビル用マルチエアコン等の試運転調整を行うための費用を計上している。

しかしながら、局基準によれば、工事全体の総合調整が必要な場合に総合調整費を計上するとされており、ビル用マルチエアコン等の設置工事において、これを計上していることは適正でない。

このため、積算額約１３６万円が過大なものとなっている。

空調設備工事における総合調整費の積算を適正に行われたい。

（ 建　設　局 ）

（１２）全熱交換式換気扇の単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

第一建設事務所空調設備改修工事（中央区明石町二丁目４番地、工期：平成２３．３．１１～平成２３．３．３１、請負金額：２，１６８万７，７５０円）は、第一建設事務所の老朽化した空調設備等の改修を行うものである。

このうち、室内天井に取り付ける全熱交換式換気扇の積算について見ると、同機器材は局で定めた単価がないため、見積りにより単価を設定している。

しかしながら、局基準では、局で定めた標準価格のない単価は、次のアからウの順位で採用することになっている。

ア　建設資材定期刊行物

イ　公表価格（カタログ価格）

ウ　見積価格

当工事の全熱交換式換気扇の単価は、アの建設資材定期刊行物に掲載されており、これにより単価設定を行うべきである。

このため、積算額約１１８万円が過大なものとなっている。

全熱交換式換気扇の単価設定を適正に行われたい。

（ 建　設　局 ）

（１３）ＯＡフロアの単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

平成２１年度東京ヘリポート管理事務所新築工事（江東区新木場四丁目７番、工期：平成２２．２．２３～平成２３．３．１０、請負金額：１億８，４７４万７，５００円）は、国の航空保安業務の提供が廃止されたことに伴い、情報提供業務に必要な機能を備えた管理事務所を新築するものである。

このうち、ＯＡフロアの単価設定について見ると、鋼製のＯＡフロアで設計しているにもかかわらず、誤って割高なアルミ製のＯＡフロアで単価設定している。

このため、積算額約１８１万円が過大なものとなっている。

ＯＡフロアの単価設定を適正に行われたい。

（ 港　湾　局 ）

（１４）縁石基礎コンクリートに用いる型枠工の単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

平成２２年度シンボルプロムナード公園整備工事（その２）（江東区青海一丁目地内、工期：平成２２．１１．２９～平成２３．３．１４、請負金額：3億３，９６５万１，５８５円）は、臨海副都心の中央広場として周辺の建築空間と調和した、都民が憩い、楽しめる夢のある空間を創出するとともに、快適な環境を生み出すため、高木の植栽、園路等の整備を行うものである。

このうち、縁石基礎コンクリートに用いる型枠工の単価設定について見ると、局積算基準では、均し基礎コンクリート型枠工の単価を用いることとしているが、誤って側溝や笠コンクリートなどの小型構造物工事に用いるコンクリート型枠工（直線）の単価を計上している。

このため、積算額約１６７万円が過大なものとなっている。

縁石基礎コンクリートに用いる型枠工の単価設定を適正に行われたい。

（ 港　湾　局 ）

（１５）照明器具の単価設定を適正に行うべきもの　［重点監査事項］（指摘事項）

牛込消防署（２１）照明器具改修工事（新宿区筑土八幡町５番１６号、工期：平成２２．２．１２～平成２２．３．２４、請負金額：６５０万１，６００円）は、老朽化した牛込消防署の署長室、事務所ほかの照明器具を取り替えるものである。

このうち、天井埋込形の照明器具の積算について見ると、カタログに受注生産品と掲載されていたため、見積りにより単価を設定している。

しかしながら、この照明器具の単価は、庁標準単価に設定されており、見積りを用いて単価を設定し積算していることは適正でない。

このため、積算額約８８万円が過大なものとなっている。

照明器具の単価設定を適正に行われたい。

（ 東京消防庁 ）

（１６）トンネル内配管における工事照明の設備費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

八王子市椚田町５４５番地から町田市相原町２７８１番地先間送水管（１５００mm）トンネル内配管及び立坑築造工事（八王子市椚田町５４５番地から町田市相原町２７８１番地先間、工期：平成２２．８．２６～平成２４．３．２８、請負金額：１９億４，０６１万円）は、送配水施設整備事業の一環として、トンネル内に内径１５００mmの送水管の新設と立坑築造を行うものである。

このうち、トンネル内配管における工事照明の設備費の単価設定について見ると、照明設備の設置・撤去の単価を用いて積算している。

しかしながら、トンネル内の工事照明の設備は、トンネル築造工事で設置しているため、本工事は撤去のみの施工となり、設置費用を計上することは適切でない。

このため、積算額約３２５万円が過大なものとなっている。

トンネル内配管における工事照明の設備費の積算を適正に行われたい。

（水　道　局）

（１７）建具等の専門工事を単独で発注する場合の単価設定を適正に行うべきもの　（指摘事項）

朝霞浄水場沈でん池フロキュレータ室等補修工事（埼玉県朝霞市宮戸一丁目３番１号　東京都水道局朝霞浄水場、工期：平成２２．７．２３～平成２３．１．２１ 、請負金額：３，１８１万５，０００円）は、朝霞浄水場沈でん池のフロキュレータ室上屋（１２棟）が経年劣化により、著しく腐食しているため、施設の全面的な改修工事を行うものである。

ところで、局積算基準では、建具等の専門工事を単独で発注する場合の建具の見積単価については、下請け経費相当分を調整し単価設定することとしている。

しかしながら、本工事について見ると、下請け経費の調整を行わなかったため、積算額約１０６万円が過大なものとなっている。

建具等の専門工事を単独で発注する場合の単価設定を適正に行われたい。

（水　道　局）

（注）　フロキュレータ

微小フロック（濁質の塊）を緩やかに攪拌し、大型フロックにするための装置（４枚羽根、外径２．９m）

３　積算（数量算出等）

（１８）土工事の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

都立墨東病院保育棟整備工事（墨田区江東橋四丁目２３番１５号、工期：平成２３．２．１６～平成２３．８．３１、請負金額：６,３４２万円）は、墨東病院新棟増築に伴い保育棟（鉄骨プレハブ造２階建、延べ床面積約３６０m^2）の新築を行うものである。

このうち、基礎築造に伴う土工事の積算について見ると、以下の誤りが認められた。

①　数量算出について、根切り２０３．２ｍ^{3}、埋め戻し２６．２ｍ^{3}として計上すべきところ、内訳書には数量計算を誤り、根切り８１ｍ^{3}、埋め戻し４５０ｍ^{3}を計上している。

②　埋め戻しの単価設定について、現場では機械施工が可能であるにもかかわらず、誤って割高な人力施工の費用を計上している。

③　発生土運搬処分の費用が、計上されていない。

このため、積算額約１３２万円が過大なものとなっている。

土工事の積算を適正に行われたい。

（ 病院経営本部 ）

（１９）鉄骨工事の溶接部検査費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

志村総合庁舎（仮称）新築工事（板橋区高島平九丁目１番１号、工期：平成２２．３．１１～平成２３．７．２９、請負金額：９億５，１９３万円）は、老朽化した施設の更新にあわせて、施設の機能強化を図るため、総合庁舎を新築するものである。

このうち、鉄骨工事の工場溶接部の完全溶け込み溶接第三者検査について見ると、設計では溶接箇所の３０％について超音波探傷検査を行うこととし構造図に明記しているが、誤って溶接箇所全数の検査費を計上している。

このため、積算額約２２９万円が過大なものとなっている。

鉄骨工事の溶接部検査費の積算を適正に行われたい。

（ 交　通　局 ）

（注）　完全溶け込み溶接

溶接継手において、継手の板厚全ての領域にわたっている溶込みのこと。

４　積算（諸経費等）

（２０）労務費の比率が著しく少ない工事の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

東京文化会館（２２）電気設備改修工事（台東区上野公園５番４５号、工期：平成２２．６．２９～平成２２．９．１５、請負金額：３，７８０万円）は、東京文化会館の特高受変電設備のうち、老朽化した特高の真空遮断器及び高圧進相コンデンサ等を取り替えるものである。

このうち、積算内容について見ると、現場での作業が少ない工場製作機器の更新工事であり、工事費のほとんどが機器費である。

局基準では、このように労務費の比率が著しく少ない工事を単独で発注する場合は、当該工事の共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費を低減することとしている。

しかしながら、これを行っていないことは適正でない。

このため、積算額約９２万円が過大なものとなっている。

労務費の比率が著しく少ない工事の積算を適正に行われたい。

（ 生活文化局 ）

（２１）太陽光発電設備設置工事における共通費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

北足立市場（２２）太陽光発電設備設置工事（足立区入谷六丁目３番１号、工期：平成２２．９．２９～平成２３．３．２、請負金額：１億２，９９８万８，９５０円）は、地球温暖化対策の一環として太陽光発電の導入によるＣＯ$_2$削減を図るとともに、市場業者並びに市場見学者への環境に対する啓発活動を目的として、北足立市場青果棟の屋根に２００ｋＷの太陽光発電設備を設置するものである。

このうち、共通費の共通仮設費及び現場管理費について見ると、工事内容が既存青果棟への太陽光発電設備の新規設置であることから共通費を「新築工事」として積算している。

しかしながら、公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）によれば、「新築工事」の積算は建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事に適用するとしていることから、既存の青果棟に設置する発電設備工事は、「新築工事」ではなく「改修工事」として積算することが適正である。

このため、改修工事で積算した場合に比べ積算額約７８９万円が過大なものとなっている。

太陽光発電設備設置工事における共通費の積算を適正に行われたい。

（ 中央卸売市場 ）

（２２）安全費の積算について　（意見・要望事項）

街路築造工事に伴う下水シールド変状防止等補助工事（２２北南－府中３・４・７清水が丘）（府中市清水が丘二丁目地内から同市若松一丁目地内、工期：平成２２．６．２８～平成２３．２．１、請負金額：７，２９３万１，９５０円）は、府中清瀬線の道路構造物を構築するに当たり、近接する下水道幹線の変位を計測するため、下水道幹線内に変位計及び沈下計等を設置するものである。

ところで、局基準によると、工事の共通仮設費率分に含まれる安全費として、以下の内容を明記している。

ア　工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用

イ　酸素欠乏症の予防に要する費用

しかしながら、本工事の積算では、管路内作業補助として、①管路内有毒ガスの測定、②送風機及び送風管の設置・撤去、③常時、送風機による換気を行うための監視、④下水シールド内作業員との連絡に要する費用を見積りにて計上している。

この管路内作業補助について見ると、①については、イに該当し、③及び④については、アに該当すると考えられ、②以外の費用については、本工事の共通仮設費率分に含まれていると見ることもできる。

仮に、管路内作業補助として局基準に基づき②の費用のみを計上すると、約３２６万円を縮減することができる。

安全費の積算について検討が望まれる。　（ 建　設　局 ）

（２３）太陽光発電設備設置工事における共通費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

平成２２年度辰巳ふ頭雑貨上屋太陽光発電設備設置工事（江東区辰巳三丁目３０番、工期：平成２２．１０．６～平成２３．１．３１、請負金額：９，３６６万円）は、辰巳ふ頭雑貨上屋の屋根に太陽光発電設備を設置するものである。

このうち、共通費の共通仮設費及び現場管理費について見ると、工事内容が既存ふ頭雑貨上屋への太陽光発電設備の新規設置であることから共通費を「新築工事」として積算している。

しかしながら、公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）によれば、「新築工事」の積算は建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事に適用するとしていることから、既存のふ頭雑貨上屋に設置する発電設備工事は、「新築工事」ではなく「改修工事」として積算することが適正である。

このため、改修工事で積算した場合に比べ積算額約４３８万円が過大なものとなっている。

太陽光発電設備設置工事における共通費の積算を適正に行われたい。

（ 港　湾　局 ）

（２４）覆蓋工事における共通費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

芝浦水再生センター中央系水処理施設覆蓋建設その２工事（港区芝浦一丁目２番２８号、工期：平成２３．２．１７～平成２６．３．１１、請負金額：２２億3，６５０万円）は、雨天時貯留池の上部利用に伴い、新第二沈でん池の上部に覆蓋を設置するものである。

ところで、局基準では建設発生土等の処分費を共通費の対象外として積算することとしているが、本工事では、建設発生土等の処分費を共通費の対象として積算している。

このため、積算額約４５２万円が過大なものとなっている。

覆蓋工事における共通費の積算を適正に行われたい。

（ 下 水 道 局 ）

（注）　覆蓋（ふくがい）

沈でん池の上部に載せる蓋形状のもの。

（２５）機器単体費の積算を適正に行うべきもの　（指摘事項）

平成２１年度小笠原ソーラーシステム拡充工事（小笠原村母島字西浦ほか3箇所、工期：平成２１．１１．１７～平成２２．３．３０、請負金額：1億1，１８８万8，０００円）は、母島の農業用かんがい施設に設置された、揚水ポンプや制御機器を稼動させるための経年劣化した太陽光発電設備の機能向上を目的として整備を行うものである。

このうち、機器単体費について見ると、局基準に基づき、太陽光モジュール及び制御用鉛蓄電池を機器単体費として設定しているが、誤って共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の対象としているため、積算額約９５０万円が過大なものとなっている。

機器単体費の積算を適正に行われたい。　（ 島しょ（産業労働局） ）

５　施　　工

（２６）工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの　（指摘事項）

街路築造工事及び電線共同溝設置工事（２２南西－日野３・４・３百草）（日野市百草地内から同市落川地内、工期：平成２２．７．７～平成２３．５．１３、請負金額：２億３，４４９万６，５００円）は、既設道路の拡幅に伴い街きょや路面舗装、電線共同溝等の設置を行うものである。

このうち、電線共同溝の施工状況について見ると、深さ１．５m以上の掘削作業が連続するにもかかわらず、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）等に定められている土留工等、切土面の崩落を防止するために必要な措置が講じられていない施工が認められた。

このような状況は、切土面の崩落事故につながりかねない危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を守った安全対策を確実に実施すべきである。

工事の安全管理について請負者を適切に指導、監督されたい。

（ 建　設　局 ）

（２７）透水性舗装の施工管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの

〔重点監査事項〕（指摘事項）

交差点改良工事（２２五－２葛西橋東詰）（江戸川区西葛西一丁目地内から同区西葛西三丁目地内、工期：平成２３．１．２４～平成２３．３．２９、請負金額：４３５万３，３００円）は、横断歩道の新設に伴い、交差点の改良を行うものである。

このうち、歩道の透水性舗装について見ると、設計では、路盤と路床の間に設けるフィルター層に、しゃ断層用砂を用いることとしている。

しかしながら、請負者の提出書類を見ると、しゃ断層用砂ではなく、再生砂（ＲＣ－１０）を用いている。

局では、再生砂は、長期の透水能力について明確な検証結果が確認できていないため、局の「道路工事設計基準」においてしゃ断層用砂を用いることとしており、再生砂を用いていることは適切でない。

透水性舗装の施工管理について請負者を適切に指導、監督されたい。

（ 建　設　局 ）

（２８）アスファルト防水工事の工法変更に伴う協議を適正に行うべきもの　（指摘事項）

本部庁舎（２２）屋上防水その他工事（千代田区大手町一丁目３番５号、工期：平成２２．９．３０～平成２３．３．２４、請負金額：４，４６０万４，０００円）は、経年劣化した本部庁舎の屋上防水の改修及び鉄塔の塗装などを行うものである。

このうち、屋上のアスファルト防水の設計について見ると、「熱工法」では溶融釜が臭気や煙の発生する原因となり、設置が困難と判断されたことから、溶融釜の代わりにバーナー等を使

用した割高な「トーチ工法」を採用し、契約図書に明記している。

しかしながら、工事請負者から提出された施工計画書では、溶融釜を用いた一般的な「熱工法」によるアスファルト防水で施工することになっており、実際の工事も「熱工法」により施工されているにもかかわらず、工法変更の協議を行っていないことが認められた。

ところで、契約図書に明記されている工法を変更する場合は、工法変更等の協議が必要であることから、この協議を行わないまま「熱工法」を承諾し施工させていることは適切でない。

仮に、庁単価を用いて「熱工法」で積算すると、約１，３４４万円の縮減が見込まれる。

アスファルト防水工事の工法変更に伴う協議を適正に行われたい。

（ 東京消防庁 ）

（２９）仮設土留工の施工管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの

［重点監査事項］（指摘事項）

２２防火水槽撤去工事（荻窪消防署）（杉並区今川三丁目５番、工期：平成２２．７．３０～平成２２．９．１４、請負金額：６２８万５，３００円）は、民有地内に整備した既設防火水槽が、道路及び住宅の建設に支障となるため、仮設土留を設置して深さ約４．８ｍまで掘削しながら、防火水槽全体の撤去工事を行うものである。

このうち、仮設土留について見ると、請負者から提出された施工承諾願により、地上から下方１ｍの位置に支保材を設けて仮設土留の設計計算を行い、掘削完了時にも仮設土留が安定することを確認している。

しかしながら、工事記録写真では、地上から下方１ｍの位置に支保材を一度は設置しているものの、その後の作業である防火水槽の壊し、掘削及び掘削完了時には、支保材を撤去していることが認められた。

このような状況は、土留の崩壊事故等につながりかねない大変危険なものである。

仮設土留工の施工管理について請負者を適切に指導、監督されたい。

（ 東京消防庁 ）

（３０）改修工事における産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの　［重点監査事項］（指摘事項）

多摩川第三発電所遮断器修繕工事（青梅市御岳二丁目２３８番地、工期：平成２２．４．２２～平成２２．１０．２９、請負金額：１９９万５，０００円）は、多摩川第三発電所の特高受電用遮断器２台の修繕等を行うものである。

このうち、産業廃棄物の処理について見ると、発注者は、産業廃棄物に係る許可証の写し、産業廃棄物処理委託契約書等の写しの内容を確認するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）で適正に処理されているかを確認することとされている。

しかしながら、局は不法投棄等の不適切な処理を防止する面から、産業廃棄物が最終処理に至るまで、適切に処理されたことを確認するべきであるにもかかわらず、これを怠っているこ

とは適正でない。

改修工事における産業廃棄物の処理を適正に行われたい。

（ 交　通　局 ）

（注）　マニフェスト

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するための伝票。照合確認し、５年間の保存が義務付けられている。

（３１）職員住宅の改修工事における産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの

［重点監査事項］（指摘事項）

東京都教職員三宅（大里東）住宅内装改修工事（三宅島三宅村大里東２９５１－１　大里東住宅、工期：平成２３．１．２６～平成２３．３．４、請負金額：２４２万4，２４０円）ほか７件は、経年劣化した職員住宅の建具や設備等を改修するものである。

ところで、都は東京都建設リサイクルガイドライン等により都が発注する工事において、請負者及び発注者が産業廃棄物を適正に処分するために行うべき事項を定めている。産業廃棄物の処理については、請負業者の責任で行うものであるが、発注者は産業廃棄物に係る許可証の写し、産業廃棄物処理委託契約書等の写しの内容を確認するとともに、マニフェスト（産業廃棄物管理票）で適正に処理されているかを確認することとされている。

しかしながら、庁は産業廃棄物が適正に処理されたことを確認しておらず、不法投棄等の不適切な処理を防止する面からも、これを怠っていることは適正でない。

職員住宅の改修工事における産業廃棄物の処理を適正に行われたい。

（ 島しょ（教育庁） ）

6　その他

（３２）特命随意契約における契約図書の作成を適正に行うべきもの　（指摘事項）

がん・感染症医療センター（仮称）の整備に伴う都立病院情報システム等配線工事（文京区本駒込三丁目１８番２２号、工期：平成２２．４．２８～平成２２．９．２９、請負金額：2，４９１万6，５００円）は、都立駒込病院改修工事に合わせて、都立病院情報システム等の移設に伴うネットワーク機器の設置及びＬＡＮケーブルの配線を行うものである。

駒込病院はＰＦＩ事業により、がん・感染症医療センター（仮称）として改修工事を行っている。本工事は、ＰＦＩ事業者との事業契約書の規定により、本部が設計図面の所有権を有していないとして、図面を明示できないことを理由に、ＳＰＣの出資企業であるＡに特命随意契約されている。

ところで、本工事契約書について見ると、その工事内容を明示すべき図面が添付されておらず、発注者が設定すべき契約目途額は、Ａから提出された見積りの数量、金額に妥当性がある

として見積額をそのまま契約目途額としている。

しかしながら、本部は、業務要求水準書に従いＰＦＩ事業者に図面の提出を要求し、提出された図面に基づき工事内容を確定させ、本部基準に基づく積算を行い、契約目途額を決定すべきであり、見積り合わせ後の契約図書には、積算根拠となった図面の添付が必要である。

本工事のように図面のない工事内容の不明確な契約は、発注者、受注者双方が不利益を受ける恐れがあり、建設業における契約の適正化にも反するものである。

特命随意契約における契約図書の作成を適正に行われたい。

（ 病院経営本部 ）

（３３）請負工事及び保守点検業務委託における契約締結の方法を適正にすべきもの

［重点監査事項］（指摘事項）

１　ＰＨＳ設備保守点検委託（豊島区南大塚二丁目８番１号、工期：平成２２．４．１～平成２３．３．３１、請負金額：２８７万７，０００円）は、都立大塚病院の電話交換機設備を良好な状態に維持するために、電子交換機やＰＨＳ子機等の保守点検及び緊急機器障害対応等を行うものである。

このうち、契約締結方法について見ると、下記の理由により、Ｂと特命随意契約を締結している。

ア　設備内容を熟知している。

イ　迅速な対応ができる。

ウ　ＰＨＳ子機の障害時等、代替機の番号情報設定をする必要があるが、他者では実施できない。

しかしながら、ウの子機の番号情報設定方法は、取扱説明書に明記されており、他者でも容易に設定することができ、Ｂでなければ実施することができないとはいえない。また、ア及びイの理由だけでは、法令で定められた随意契約ができる場合に該当しない。

２　都立大塚病院駐車場管制設備更新工事（豊島区南大塚二丁目８番１号、工期：平成２３．２．１４～平成２３．３．３１、請負金額：２，４９９万円）は、都立大塚病院の既設駐車場管制設備機器を撤去し、同設備機器を設置するものである。

このうち、契約締結方法について見ると、下記の理由により、Ｃと特命随意契約を締結している。

ア　設備内容を熟知している。

イ　短期間で工事を行わなければならない。

ウ　円滑な施工技術の担保が困難となる。

エ　製造者であるため経済的である。

しかしながら、今回の更新工事では既設配線だけを残し、設備機器をすべて新たに取り替える工事であり、アからエの理由は、本工事の契約に適用できない。

したがって、１及び２は、随意契約ができる場合に該当しないとともに、契約の透明性や公平性の観点から、特命随意契約ではなく、競争入札により契約締結をすべきである。

このことにより、経済的な契約ができる蓋然性も高い。

請負工事及び保守点検業務委託における契約締結の方法を適正にされたい。

（ 病院経営本部 ）

（３４）建設副産物情報交換システムの登録における事務処理を適正に行うべきもの

［重点監査事項］（指摘事項）

都立葛飾盲学校（東２１）中庭改修その他工事（葛飾区堀切七丁目３１番５号、工期：平成２１．１１．２０～平成２２．２．９、請負金額：２４９万９，０００円）は、都立葛飾盲学校において、コンクリート塊等が混入している中庭の土の入替え等を行うものである。

このうち、東京都建設発生土再利用センター（以下「センター」という。）に搬出することとしている建設発生土について見ると、設計では、建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）への登録が必要なことから、「本工事は、ＣＯＢＲＩＳの登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにＣＯＢＲＩＳにデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受けること」とし、特記仕様書に記載している。

しかしながら、施工では、請負者からセンターへ搬出することを理由にＣＯＢＲＩＳへの登録免除の協議書が提出されたことを受け、登録が必要であるにもかかわらず、誤ってこれを免除していることは適正でない。

建設副産物情報交換システムの登録における事務処理を適正に行われたい。

（ 教　育　庁 ）

（注）　建設副産物情報交換システム

公共工事の発注者（発注部局）、排出事業者（請負者）及び処理業者（再資源化施設等）間の情報交換により、建設副産物に係る需給バランスの確保、再資源化の着実な実施、適正処理の推進など建設資源循環に資するためのシステムである。

別表　平成２３年工事監査対象一覧表

対　象　局 対 象 期 間	対　象　工　事　等	件 数	対 象 額
		件	百万円
総　務　局 平成 23. 9. 2 ～ 23. 9. 6	・職員小平住宅（２２）内部改修工事 ・小笠原ＢＳ放送受信設備等運用保守委託 ほか	24	372
財　務　局 平成 23. 5.26 ～ 23. 6.24	・都立日比谷高等学校（２２）体育館増築及び改修工事 ・東京芸術劇場（２２）改修工事　ほか	536	149,553
生活文化局 平成 23. 4.18 ～ 23. 4.20	・東京文化会館（２２）舞台照明設備改修工事 ・東京文化会館（２２）電気設備改修工事 ほか	21	652
スポーツ振興局 平成 23. 7. 4 ～ 23. 7. 8	・駒沢オリンピック公園総合運動場（２２）陸上競技場大型映像表示装置改修工事 ・味の素スタジアム（２２）第１種陸上競技場化改修大型映像設備工事　ほか	27	3,839
都市整備局 平成 23. 6. 9 ～ 23. 7. 4	・街路築造工事（２２有－３） ・都営住宅２２Ｈ－１２２東（板橋区成増五丁目第２）工事その２　ほか	1,181	104,404
環　境　局 平成 23. 2. 7 ～ 23. 2.10	・平成２１年度新海面Ｂブロック地盤改良工事 ・平成２２年度埋立処分場内排水処理施設等の運転管理業務　ほか	83	1,496
福祉保健局 平成 23.10.11 ～ 23.10.14	・路上生活者自立支援センター中野寮（Ｈ２２）新築工事 ・東京都障害者総合スポーツセンター（Ｈ２２）防災設備改修工事　ほか	202	2,259
病院経営本部 平成 23. 9.12 ～ 23. 9.20	・都立墨東病院保育棟整備工事 ・がん・感染症医療センター（仮称）の整備に伴う都立病院情報システム等配線工事　ほか	103	1,788
産業労働局 平成 23. 2. 7 ～ 23. 2.10	・真名井林道災害復旧工事 ・東京都島しょ農林水産総合センター漁業調査指導船「みやこ」製造　ほか	109	3,820
中央卸売市場 平成 23. 2.21 ～ 23. 2.24	・北足立市場（２２）太陽光発電設備設置工事 ・２１豊島市場東門閉鎖工事 ほか	392	6,880

対　象　局 対 象 期 間	対　象　工　事　等	件 数	対 象 額
建　設　局 平成23. 9.12 ～ 23.10.13	・街路築造工事及び電線共同溝設置工事（２２南西－日野３・４・３百草） ・中央環状品川線南品川換気所建築工事　ほか	件 3,822	百万円 240,692
港　湾　局 平成23. 1.25 ～ 23. 2. 7	・平成２２年度辰巳ふ頭雑貨上屋太陽光発電設備設置工事 ・平成２１年度東京港臨海道路（Ⅱ期）中防側昇降施設建築工事　ほか	760	69,803
東京消防庁 平成23. 2.14 ～ 23. 2.18	・２２防火水槽撤去工事（荻窪消防署） ・本部庁舎（２２）屋上防水その他工事 ほか	577	12,235
交　通　局 平成23. 1.18 ～ 23. 1.24	・志村総合庁舎（仮称）新築工事 ・電灯・動力等単価請負工事 ほか	716	47,246
水　道　局 平成23. 5.20 ～ 23. 5.27	・八王子市椚田町５４５番地から町田市相原町２７８１番地先間（１５００mm）トンネル内配管及び立坑築造工事 ・朝霞浄水場沈でん池フロキュレータ室等補修工事　ほか	1,491	267,648
下 水 道 局 平成23. 6. 6 ～ 23. 7. 6	・芝浦水再生センター中央系水処理施設覆蓋建設その２工事 ・千住関屋ポンプ所建設工事　ほか	3,187	348,783
教　育　庁 平成23. 1. 25 ～ 23. 2. 4	・都立葛飾盲学校（東２１）中庭改修その他工事 ・都立府中東高等学校（２２）校庭改修その他工事　ほか	491	4,829
警　視　庁 平成23. 9.21 ～ 23. 9.29	・交通情報板更新工事 ・警視庁青梅警察署庁舎（２２）新築工事 ほか	1,008	62,351
島　し　ょ 平成23. 4. 25 ～ 23. 5. 13	・平成２１年度小笠原ソーラーシステム拡充工事 ・東京都教職員三宅（大里東）住宅内装改修工事　ほか	814	19,405
合　　計		15,544	1,348,064

（注） 1　対象工事等は、監査対象期間に契約したもののほか、それ以前に契約し、継続施工していたもの等を含む。

2　件数及び対象額には、工事に伴う設計委託等を含む。

3　端数処理の関係で各局対象額と合計欄の金額は一致しない。